

Q

届けよう!

あなたの経験とご意見

&

A

「こんな契約、取消します!」

Q. ウソの情報を信じて契約してしまいました。取り消したいのですが...

A1. 今の消費者契約法では契約の「動機」に関して嘘があっても、取り消せるかどうか、はっきりしません。

現在の消費者契約法で取消権が認められているのは「重要事項」に関するウソ。ここに言う「重要事項」は契約の対象物、契約条件、対価に限られ、**契約する「動機」に関するウソがあっても取消せない**と解釈されています。例えば下の事例①は取消せても、事例②は取消せないとされています。これはおかしいですね。

【事例①】シロアリ駆除契約で、実際には定価5万円の駆除薬なのに「定価30万円の駆除薬です」と告げられて契約してしまいました。⇒○「対価」にウソ、取消せます

【事例②】シロアリ駆除契約で、実際にはシロアリなどいないのに「シロアリがいるので駆除が必要です」と告げられて契約してしまいました。⇒×「動機」にウソ、取消せません



A2. 今の消費者契約法では広告、チラシなどに虚偽の記載がある場合に取消せるかどうか、はっきりしません。

現在の消費者契約法で取消権が認められているのは「勧誘に際し」でのウソ。ここに言う「勧誘」は個々の消費者に向けられた行為（個別勧誘）と解釈されています。とすると、**不特定多数に向けられた広告等は勧誘には該当しない**ので、インターネット通販やテレビショッピング等で、広告等のみによって誤認して契約した場合には取消せないことになります。これはおかしいですね。

Q. 契約時の説明と違ったので解約したいが、契約書に「ご契約後のキャンセルは一切できません」との条項がある、として解約に応じてくれない。

A. 今の消費者契約法では、このような条項が無効になるのか、はっきりしません。

事業者に着ち度があるのに解約できないのはおかしいですね。**消費者の解除権、解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項**は、無効とする規定が必要です。

Q. 一人暮らしの高齢者が高価な着物、宝石等を次々と購入させられた。

A. 今の消費者契約法では取り消しができません。

このように、合理的な判断を行うことができない事情につけ込んで契約を締結させることを「**つけ込み型不当勧誘**」と呼んでいます。高齢化社会に向けて、このような行為による契約は取消せるように、法律を整える必要がありますね。

Q. 業者が帰ってくれず困って高額の布団を購入したが、既に契約から6ヶ月が経過していた。

A. 今の消費者契約法では取り消しができません。

取消権の行使期間は、追認できるときから6ヶ月、契約締結の時から5年間に限定されています。せめて民法上の取消権(5年/20年)程度に延長する必要がありますね。

内閣府消費者委員会で消費者契約法の見直しに向けた検討が進められています。論点は多岐に亘りますが、今の消費者契約法には、チラシ表面に記したような不備があります。例えば、高齢化・情報化が進行する社会状況を考えた時、あなたはどのように考えますか？あなたの意見を届けて、法改正を実現しましょう。

【意見提出先】内閣府消費者委員会

【意見募集期間】2015年9月1日(火)～2015年9月30日(水)まで(必着)

【提出方法】①郵送 〒100-6177 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 6階
内閣府消費者委員会事務局 中間取りまとめ等意見受付担当

なお、郵送による方法では、上記受付期間(2015年9月30日(必着))での御意見の提出が困難である等の御事情がある場合に限り、下記意見受付フォームでも御意見を受け付けます。

②メール(消費者委員会の意見募集サイトにアクセスし、メールの意見提出フォーマットを利用)

http://www.cao.go.jp/consumer/about/chukan_iken.html

【資料等】消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」などの資料も

上記の意見募集サイトに掲示されています。

内閣府消費者委員会事務局中間取りまとめ等意見受付担当 御中

意見の対象	消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見
氏名	
住所	
所属	
電話番号	
メールアドレス	
意見	※あなたの言葉で意見を簡潔に書いてください。

※消費者契約法改正運動(仮称)について

消費者契約法は、消費者契約に関する包括的民事ルールとして2000年に制定されたものですが、それ以降の15年で社会も大きく変化し、私たちの契約を取り巻く問題状況も明らかになってきています。内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対し「情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方」の検討を行うように諮問がなされ、検討が始まったことを機に、**高齢化社会・情報化社会にふさわしい消費者契約のルールを求めて**、様々な団体が協力して運動を進めています。皆様、この運動に是非賛同をお願いいたします。

※運動へのご賛同はホームページから ⇒ <http://www.shodanren.gr.jp/keyword/contract.php>

【取り扱い団体・この件に関するお問い合わせ先】



一般社団法人
全国消費者団体連絡会
CONSUMERS.JAPAN

〒102-0085 東京都千代田区六番町15プラザエフ6F
TEL.03-5216-6024 FAX.03-5216-6036
URL: <http://www.shodanren.gr.jp>